

提出日(西暦)	2022年 9月 15日
---------	--------------

品質管理システム概要書 (2022年 9月 8日現在)

監査事務所名 藍 監査法人
代表者名 小林 恒男

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

(1) 品質管理規程は、当監査法人のすべての監査業務に適用される。したがって、個々の専門要員は、当該品質管理の規程に準拠して監査業務を行わなければならない。

(2) 品質管理システムの整備及び運用は当法人の責任とする。

(3) 当法人は、専門要員に対する品質管理システムの理解及び専門要員からの意見又は懸念事項をフィードバックできるよう、全体ミーティングを開催する。

(4) 品質管理のシステムの整備及び運用状況を記録した文書の保管期間は、当規程内でその性質に応じて定めている。

(5) 当法人の品質管理のシステムの構成としては、品質管理に関する責任(第2章)、職業倫理及び独立性(第3章)、契約の新規の締結、更新及び解除(第4章)、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任(第5章)、監査業務の実施(第6章)、品質管理のシステムの監視(第7章)、不服と疑義の申立て(第8章)、監査事務所間の引継(第9章)、共同監査(第10章)、四半期レビューへの準用(第11章)、小規模被監査対象法人(第12章)及び規程の改廃(第13章)からなる。

(6) 品質管理の責任者(品質管理担当社員)は、社員総会によって選任された代表社員若しくは社員をもってする。但し、最終責任者については代表者とし、品質管理の最終責任を負う。

(7) 品質管理担当社員及び監査責任者は当法人の品質管理の向上及び徹底のため、以下の事項を遵守する。

①当法人の最優先事項は、監査の品質であることを常に意識し、専門要員に対して伝達し、徹底させるように努める。

②高品質の監査が実施可能な風土をつくるため、高い質の監査業務対しては正当な評価を行い報酬等に反映させる。

- ③監査の質的向上のために、必要な業務に、十分な資源を投入する。
- ④常に自己研鑽するとともに、当法人内の品質管理上の問題点を識別し理解することに努める。
- ⑤監査チームのメンバーが不服と疑義の申立を行う場合でも、不当な取り扱いを受けないよう努める。

【不正リスクへの対応】

当法人の品質管理システムは、「監査における不正リスク対応基準」に準拠しており、不正リスクに対応するための方針及び手続を含んでいる。また、不正リスクに関する品質管理の責任者を原則として、品質管理担当社員とすることを定めている。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

専門要員は、倫理規則第2条で定める基本原則（誠実性・公正性・職業的専門家としての能力及び正当な注意・守秘義務・職業的専門家としての行動）を遵守する。

(2) 独立性

- ①専門要員は、別途定める独立性チェックリストを定期的に提出するとともに、入所時及び退所時には別途定める誓約書を提出する。また、提出後独立性の保持に疑義が生じる事項が発生した場合には、速やかに当法人に報告するよう定めている。
- ②専門要員の独立性に対する疑義が生じる事項が発生した場合には、担当業務から直ちに排除する。
- ③当法人は、独立性に関する教育を全体ミーティングにて繰り返し実施する。

(3) インサイダー取引防止

インサイダー取引を防止するために、専門要員には秘密保持に関する定めを設けるとともに、別途定めるインサイダー取引防止に関する誓約書を定期的に提出させている。

(4) ローテーションの方針及び手続

①同一会社における主要な担当者（筆頭業務執行責任者、業務執行責任者、審査担当者、その他の監査業務の主要な担当者）の連続担当会計期間は7会計期間を限度とする。なお、インターバル期間は以下の通りとする。

- ・筆頭業務執行責任者 5会計期間
- ・業務執行責任者 2会計期間
- ・審査担当者 3会計期間

- ・その他の監査業務の主要な担当者 2会計期間

②監査責任者は指定社員とし、法人の定める独立性チェックリストに抵触しないこととする。

(5) 非監査証明業務の受嘱

当法人が非監査証明業務を受嘱する場合、その業務を担当する者は、独立性に対する阻害要因が生じる業務に該当しないか確認するとともに、品質管理担当社員に伝達し、別途定める方針及び手続に従う。なお、当法人は非監査業務を主たる業務としない。

(6) セーフガード

セーフガードの検討にあたっては、「職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続」に定める各項を十分に斟酌するとともに、報酬依存度に関しては、別途定めたガイドラインに従って検討を行う。

【不正リスクへの対応】

専門要員は、不正によるリスクに対応するため、特に中立性及び懐疑心の保持に留意し業務を行わなければならない。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

(1) 監査契約の新規の締結及び更新の際には、以下の事項を考慮する。

- ①法人の規模及び組織
- ②当該監査業務に適した能力及び経験を有する監査メンバーの確保。また、監査メンバーの経歴及び当該監査業務で特別に要求される事項の検討
- ③監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項
- ④前任監査人から引継に関する事項
- ⑤監査契約を締結することにより生じる、利益相反関係及びその可能性

(2) 監査業務の新規の締結及び更新にあたり、法人で定めたチェックリストを用いてリスク評価を行い、審査を受けることとする。

(3) 監査業務の新規の締結又は更新に関する意思決定機関は、社員総会とする。ただし、審査の承認が無い場合にはこの限りでない。

(4) 監査業務の新規の締結の前には、定期的に提出を義務としている職業倫理と独立性に関する調査書類と誓約書を別途、専門要員に提出させる。

(5) 監査契約締結後に監査契約の締結を辞退する原因となるような情報を法人が入

手した場合、社員総会にて契約解除の是非を決定する。

(6) 監査契約の解除は、当法人で定めたチェックリストを用いてリスク評価を行い、社員総会で決定する。なお、この際当規程で定めた諸項目を考慮して行う。

(7) 非監査業務契約の新規の締結、更新及び解除にあたっては、監査業務の品質へ与える影響を十分に考慮するとともに、重要性の乏しい場合を除き、社員総会で決定する。なおこの際には、犯罪による収益の移転防止に関する法律に準拠し、別途定める方針及び手続とガイドラインに従い行うものとする。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を以下のように定める。

(1) 監査契約の新規締結及び更新にあたり、不正リスクを考慮（関与先の誠実性に関する理解を含む）して、リスク評価を行う。

(2) 新規の締結時、及び更新時はリスクの程度に応じて、審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討する。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は監査契約の新規締結及び更新にあたり、上記の手続が適切に行われていることを確かめなければならない。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

(1) 専門要員の採用については、監査業務を遂行するのに必要な能力と適正を高める資質を備えた誠実な人材を選考するため、別途定めた方針に準じて行う。

(2) 監査業務に関連する法令等の変更や監査事務所としての方針・手続等を変更した場合には、教育・訓練のために当規程で定める諸項目の実行により専門要員に周知徹底する。

(3) 社員の選任にあたっては、公認会計士有資格者、かつ、業務執行の経験・能力を有し職業監査人として高い倫理観のある者を、法人在職の長短に関係無く社員候補者とし、社員総会の決議により決定する。また、その評価にあたっては、当法人における監査の品質向上に対する貢献度を十分に考慮して行う。

(4) 専門要員の報酬、給与等の算定は法人への貢献度、実務経験、能力、責任感等業務遂行能力を総合的に斟酌して代表社員が毎年算定し、予算書として社員総会に報告し承認を得る。

【不正リスクへの対応】

専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等の他、全体ミーティングにおいて適宜、不正に関する啓蒙をおこなうこととする。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

- ①監査チームは監査業務の質的水準を確保するために、監査の実施において当規程内で定める諸項目を遵守しなければならない。
- ②監査の質的水準向上及びチーム内での知識の共有を高めるために、定期的に全体ミーティングを実施するとともに、最高責任者は当ミーティング内において自由闊達な討議がなされるよう十分な配慮をするとともに適切な指示を行う。
- ③監査責任者は監査メンバーの能力、経験に応じて必要な業務を適切に分担しなければならない。
- ④監査責任者は監査調書の査閲や質問等を通じ、常に監査の進捗状況を把握し適時適切な、助言・勧告をする。また実施可能な、十分な時間が確保されるよう、監査計画を策定し、必要あれば適宜計画の修正を行う。
- ⑤監査調書の査閲は、その目的が達成されるよう、当規程で定めた諸項目及び別途定めるガイドラインに従って行う。

【不正リスクへの対応】

不正リスクへの対応のため、監査責任者は当規程で定める諸項目を踏まえて監査業務を監督する責任を有するとともに、特に不正リスクが識別された事項については、懐疑心をもって監査調書の査閲を行う。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

- ①監査メンバーは、判断に困難が伴う重要な事項等に関して、監査責任者と協議を行うとともに、当法人内で必要と認める審査事項について受審しなければならない。
- ②監査メンバーは、必要に応じて他の専門家や専門的な調査部門など、蓄積された経験及び専門的知識を積極的に活用することとする。また専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、当法人内外において、十分な人材等を確保するように努める。なお、この際には当規程で定める方針及び手続に準拠して行う。
- ③監査責任者は、判断に困難が伴う重要な事項等については、個々の監査メンバーの問題として取り扱うことなく、法人内共通の問題として自由闊達な意見ができる風土を構築するよう努める。

【不正リスクへの対応】

不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討する。

(3) 審査の方針及び手続

審査担当者は、i) 審査の内容、実施時期及び範囲、ii) 審査担当者の適格性及び客観性、iii) 審査に関する文書化に関して別途定めた審査に関する規程及び細則に従い監査メンバーが行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価する。なお、審査が完了するまでは監査報告書を発行してはならない。

【不正リスクへの対応】

不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合には、修正後の監査計画及び監査手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて審査を受けなければならない。また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及びその程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当者を選任するか、社員総会で審査を実施する。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合には、以下の方針に従い対処する。

- ①監査上の判断の相違が生じた場合には、速やかに解決するための適切な措置を講じる。この際、定期的に行う全体ミーティングを積極的に活用する。
- ②専門的な見解の問合せを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化しなければならない。
- ③然るべき適切な措置を行ったうえで、監査上の判断の相違が解消されない場合は、社員総会にて、当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に専門的な問合せを行い、監査上の判断の相違を解決する。
- ④品質管理担当社員は、監査上の判断の相違が生じた場合であっても、これによって不当な取扱いを受けることがないように、適切な措置を講じるとともに、周知徹底する。
- ⑤監査報告書は、重要な監査上の判断の相違が解消しない限り、発行してはならない。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

- ①監査ファイルは原則として、監査報告書ごとにまとめ、監査ファイルの最終的な整理完了の期限を、当規程内で定めている。

②監査調書の管理としては、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保しなければならない、秘密保持に関しても当規程内で定めた諸項目を遵守しなければならない。また、監査調書の追加、変更等を行う場合には、その方針手続を定め、文書化を義務付けている。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

①当法人は品質管理の質を維持するために、品質管理のシステムの監視において評価する内容を当規程内で定めている。

また、品質管理のシステムの監視は、品質管理のシステムの整備状況の適切性と運用状況の有効性の双方について実施される。

②品質管理のシステムの監視に関するプロセスとしては、日常的監視と定期的な検証と定め、その方法については別途ガイドラインを定めている。

③監査責任者は、品質管理担当社員から伝達された、品質管理のシステムの監視の結果に関する最新の情報及び当該情報で指摘された不備が担当する業務に影響を与えるかどうかを考慮しなければならない。

④品質管理のシステムの監視責任者については、資格要件を定め、社員総会にて選任することとしている。また任期は1年とし、当規程で定める資格要件を満たさなくなった場合には、速やかに解任する。

【不正リスクへの対応】

契約の新規の締結及び更新、不正に関する教育・訓練、業務の実施（監督及び査閲、監査事務所内外からもたらされる情報への対処、専門的な見解の問合せ、審査、監査責任者間の引継を含む）及び監査事務所間の引継に関して、不正リスクへの対応状況について、定期的な検証を実施し、実施結果を確認することとしている。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

①品質管理のシステムの監視責任者は、監視によって発見された不備の影響の評価を、別途定めるガイドラインに従い評価するとともに、その内容に応じて、品質管理担当社員、監査責任者その他適切なものに対して、品質管理のシステムの監視によって発見された不備と是正措置を伝達しなければならない。

②品質管理担当社員は、少なからず年に一度、品質管理のシステムの監視の結果（実施内容、結論、組織的・反復的又はその他の重要不備が発見された場合にはその内容と講じられた是正措置）を社員総会に報告しなければならない。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

①当法人は、職業的専門化としての基準及び法令等に違反する監査業務、当法人が定める品質管理のシステムへの抵触等、個々の監査業務への不当な干渉等及びその他監査業務遂行上問題となる事項に関して、内外からもたらされる情報に適切に対

処することを合理的に確保するために、当法人における不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めるとともに、不服と疑義の申立方法を定めている。

②当法人は、不服・疑義の申立てがあった場合、速やかに社員総会にて十分かつ適切な経験と権限を有し、調査の対象となった監査業務に従事していない者を選任し、その者の管理下で必要かつ十分な調査を行う。なお、調査の内容については文書化し整理・保存する。

③当法人は、前項の調査の結果に基づき調査結果が、品質管理システムの整備運用に関する改善を必要とする場合には、不備のタイプに応じて是正措置を講ずる。

【不正リスクへの対応】

当法人は不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からの情報を受け付け、不正リスクに関連した情報がある場合には、関連する監査責任者に適時に伝達した後、その検討の内容について文書化し、品質管理担当社員に書面で報告することとしている。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

監査事務所間の引継がある場合、監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、第4章及び別途定める「監査人の交代に関するガイドライン」に従う。

【不正リスクへの対応】

監査責任者は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、実施した引継の状況を品質管理担当社員に書面にて報告しなければならない。

8. 共同監査の方針及び手続

共同監査を行う場合は、共同監査に関する共同監査人との合意事項を共同監査協定書として文書化し明確化する。なお、共同監査を行う場合は共同監査の監査業務の質を合理的に確保するために共同監査に関する方針及び手続を定め、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめる。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項無し。

以 上

※ この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。

